

令和 2 年 第 5 回 筑前町議会臨時会会議録				
招集年月日	令和 2 年 1 1 月 3 0 日 (月)			
招集の場所	筑前町役場議会議場			
開 会	令和 2 年	1 1 月	3 0 日 (月)	1 0 時 0 0 分
閉 会	令和 2 年	1 1 月	3 0 日 (月)	1 0 時 1 6 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美			
出席議員数	1 4 名			
欠 席 議 員	な し			
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 近 藤 亮 太 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 吉 浦 高 幸 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 川 波 剛 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 尾 籠 浩 一 郎 福 祉 課 長 宮 崎 宣 匡 こ ども 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆			
欠 席 者	な し			
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 田 中 晴 美			

議 事 録

令和2年第5回臨時会

令和2年11月30日（月）

開 会	
議 長	皆さん、おはようございます。 本日の出席議員は１４人につき、定足数に達しております。 ただいまから、令和２年第５回筑前町議会臨時会を開会します。 （１０：００）
日程第１	
議 長	日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定によって、１２番 河内直子議員及び１３番 横山善美議員を指名します。
日程第２	
議 長	日程第２「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は本日１１月３０日の１日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日１日間と決定いたしました。
日程第３	
議 長	日程第３「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、令和２年第５回臨時会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。 さて、コロナウイルス感染症拡大の勢いが、国内のみならず地球規模において勢いが止まりません。 朝倉郡内においても、先週の木曜日に、感染者一人が確認されたところでございます。 感染者の方の早期回復を心から願い、医療従事者等のご尽力に心から感謝申し上げる次第でございます。 町も、県の指導指針等に基づき、住民の皆様とともに三密の徹底と、行政としての施策を積極的に推進していく所存でございます。議員各位におかれましても、より一層のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。 それでは、本日提案します議案３案件の提案理由の説明を申し上げます。 議案第４８号 筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和２年１０月７日の人事院勧告を受け、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、当該条例についても適用しようとするため、議会の議決を求めるものです。 議案第４９号 筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、令和２年１０月７日の人事院勧告を受け、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、当該条例についても適用しようとするため、議会の議決を求めるものです。 議案第５０号 筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和２年１０月７日の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、筑前町一般職の職員についても適用しようとするため、議会の議決を求めるものです。 以上、ご提案申し上げますので、慎重にご審議をいただき賛同賜りますようお願い

	い申し上げまして、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。 よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第48号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	おはようございます。 議案書2ページをお願いいたします。 議案第48号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 第1条、筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。 今回の改正は、国の特別職の職員の給与に関する法律が、一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定がなされ、期末手当を0.05月引き下げられたことにより、本町においても同様の引下げを行おうとするものでございます。 第2条につきましては、次年度以降の期末手当6月分及び12月分を、おののおの0.025月、合計0.05月引下げを行おうとするものでございます。 附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとしております。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第48号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第49号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	続きまして、議案書5ページをお願いいたします。 議案第49号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

	一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 改正の概要につきましては、前の議案と同様でございますので、説明は割愛をさせていただきます。 よろしく申し上げます。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第49号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第50号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書7ページをお願いいたします。 議案第50号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。 8ページをお願いいたします。 第1条 筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 今回の改正は、10月7日の人事院勧告を受け、本町の一般職の職員においても期末手当を0.05月分の引下げを行おうとするものでございます。 表中、第23条第2項において、一般職員及び管理職員の支給率を改定するものでございます。 同条第3項において、再任用職員の支給率を定めるものでございます。 なお、再任用職員及び会計年度任用職員に係る期末手当の引下げについては、今回行わないことを申し添えさせていただきます。 また、第2条においては、次年度以降の期末手当6月分、12月分の支給率を下げたものでございます。 以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。

	これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 人事院勧告とはいえ、一般職公務員の給与引下げは、民間企業へも波及します。 景気低迷の中、さらなる困難が広がり、経済の立て直しにも影響します。よって、 反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 ございませんか。 (討論なし)
議 長	それでは、これで討論を終わります。 これから、議案第50号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例の制定について」を採決します。 議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。 これで本日の日程は全部終了いたしました。 町長、ご挨拶はありますか。 田頭町長
町 長	一言、ご挨拶申し上げます。本日の臨時会は定例会を控えての臨時会でございま した。喫緊の問題でございましたので、臨時会で議論をいただき、協議をいただき まして、決定させていただいたところであります。 特に給与改定等、私どもも、しっかり職員間については労使交渉を行っております。 労使交渉の合意の上での今回の提案でございますので、ぜひとも、ご理解、ご 了承いただきたいと思います。思っております。 本日はどうもお疲れさまでした。 ありがとうございました。
閉 会	
議 長	町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 令和2年第5回筑前町議会臨時会を閉会します。 お疲れさまでした。 (10:16)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長 田中政浩

12番 議 員 河内直子

13番 議 員 横山善美